

自由金利型定期預金規定

北海道銀行

1. (預金の支払時期)

- (1) この預金は、通帳または定期預金証書（以下、「証書」といいます）表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、あらかじめ申出がある場合は、通帳または証書表面記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (3) 証書扱の場合、第2項により入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）および通帳または証書表面記載の利率（以下「約定利率」といいます）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
 - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以降にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金共通規定第10条第1項、同第4項または同第5項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および預入期間に応じた次の①、②のうちの低い方の利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- ① A 預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|---------------|----------------|
| (a) 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| (b) 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| (c) 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- B 預入日の3年後の応当日から4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-----------------|----------------|
| (a) 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| (b) 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| (c) 1年以上1年6ヵ月未満 | 約定利率×20% |
| (d) 1年6ヵ月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| (e) 2年以上2年6ヵ月未満 | 約定利率×30% |
| (f) 2年6ヵ月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| (g) 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
- C 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までを満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-----------------|----------------|
| (a) 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| (b) 6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| (c) 1年以上1年6ヵ月未満 | 約定利率×10% |
| (d) 1年6ヵ月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| (e) 2年以上2年6ヵ月未満 | 約定利率×20% |
| (f) 2年6ヵ月以上3年未満 | 約定利率×20% |
| (g) 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| (h) 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

(基準利率—約定利率) × (約定日数—預入日数)

② 約定利率—
$$\frac{\text{基準利率—約定利率} \times (\text{約定日数—預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

この預金を第1条第2項の満期日自動解約以外の方法で解約するとき、または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

4. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2020.04)